

地域団体商標 Q & A

1. 出願準備

出願の種類について

Question1

通常の商標登録出願をすべきか、地域団体商標登録出願をすべきか迷っています。地域団体商標として出願した場合、通常の商標と比べて、どのようなメリットがあるのでしょうか？

Answer1

通常の商標出願では、産地や品質等の商品内容を表しているだけの商標は、原則として登録を受けることができません（商標法第3条第1項第3号）。例外的に、長年の使用等によって他人の同じような商品（役務）と区別できる商標となっている場合は、登録を受けられる場合がありますが（商標法第3条第2項）、全国的に有名となっている場合等、ごく一部に限られており、それを立証するために労力や時間を要することになります。

これに対し、地域団体商標は、産地や品質等の商品内容を表しているだけの商標ですが、全国的に認知されるまでには至っていなくても、一定の要件（例えば、一定の地理的範囲である程度有名になっていること）さえ満たせば商標登録を受けることができ、地域の産品等をより早い段階で権利侵害から守ることができるのが、大きなメリットです。

出願人について

Question2

地元地域の有志で組合を結成して、商品を販売しています。組合ならば、どのような組合でも出願ができますか。

Answer2

地域団体商標は、どのような組合でも出願できるものではありません。地域団体商標として登録するためには、次の要件を満たした組合であることが必要です。

- ①法人格を有すること
- ②事業協同組合等の特別の法律により設立された組合であること

③設立根拠法において構成員資格者の加入の自由が保障されていること

(例: 中小企業等協同組合法第 14 条、農業協同組合法第 20 条など)

また、出願時には、「組合の登記事項証明書」及び「設立根拠法の写し（願書に条文を記載した場合は不要）」が必要になります。

Question3

地元地域の他の組合も同じ地域ブランドを使用しており、共同して出願したいのですが、可能でしょうか。

Answer3

可能です。他に同じ商標（地域ブランド表示）を使用している組合がある場合は、むしろ共同して（複数の組合を出願人として）出願する必要があります。

商標の構成について

Question4

「地域の名称」+「商品（役務）の名称」以外の文字を、商標中に表示することはできますか。

Answer4

産地等を表示する際に付される文字は、表示することが出来ます。例としては「本場」「特産」「名産」「産」などです。（具体例: 「本場〇〇紬」「〇〇名産〇〇漬」「〇〇産うなぎ」）ただし、「特選」「元祖」「本家」「高級」など、産地と関係の無い文字が入っている場合は、地域団体商標として登録することができません。

Question5

地域団体商標に登録されているものには、昔の地名が使用されているものがありますが、現在の行政区画の地名でなくても良いのでしょうか。

Answer5

「地域の名称」には、現在の行政区画の地名ばかりではなく、旧地名、河川名、山岳名、海域名称等も使用できます。例としては、「越後」「四万十川」「駿河湾」等です。

出願書類の書き方や料金について

Question6

地域団体商標の出願をしたいのですが、書類の書き方、料金はどのようになっているのでしょうか？

Answer6

地域団体商標の出願をするには、「地域団体商標登録願」という書類を特許庁に提出して頂く必要があります。

この書類の様式や作成時の注意点、手続に必要な料金については、特許庁ホームページで詳しい内容を紹介しておりますので、そちらをご覧ください。

- 特許庁ホームページ「願書、申請書の作成方法」

http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syutugan_tetuzuki/05_01.pdf

- 特許庁ホームページ「特許・実用・意匠・商標の手数料及び登録料一覧表」

https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/syutugan_tetuzuki/sanko_03.pdf

2. 審査中

Question7

出願した後、特許庁の審査官から「拒絶理由通知」という通知が届いたのですが、拒絶されたということでしょうか。

Answer7

いいえ、違います。「拒絶理由通知」は、審査官が出願の内容や資料を確認し、その時点において発見した拒絶の理由（商標登録することができない理由）をあらかじめお知らせするものですので、この通知が届いたからといって、最終的な判断として登録できないということではありません。

審査官の指摘を踏まえ、資料の追加、出願内容の補正等で解消する場合や意見書により拒絶理由を撤回する場合があります。なお、対応の方法がわからない場合には、「拒絶理由通知」に記載されている担当の審査官にご相談ください。

Question8

審査官から、地域団体商標の周知性を証明する書類を追加して提出するよう言われました。周知性を証明するには、どのような資料を提出したら良いのでしょうか。

Answer8

例えば、出願人やその構成員が出願された商標を商品等に使用していることが確認できるパンフレットやカタログ、新聞、雑誌、書籍等の記事や納入伝票、注文伝票等の各種伝票類等が挙げられます。商品の生産・販売数や販売地域、具体的な宣伝活動等を客観的に把握できる資料を提出してください。

Question9

審査官と面接をすることはできますか？

Answer9

はい、できます。出願人や代理人と審査官との間で、審査に関わる意思疎通を図るために面接を行うことが可能です。面接を希望される場合は、事前に審査官に相談内容、希望する面接日時等についてご連絡ください。なお、面接は、特許庁内の面接室で行います。

Question10

特許庁から「登録査定」という書類が届きましたが、その後、必要な手続きはありますか。

Answer10

「登録料」を特許庁に納める必要があります。「登録査定」は、審査官が商標登録できますという判断をしたお知らせですので、まだ商標権が発生しているわけではありません。

登録料を納めることで登録番号が付与され、権利が発生します。なお、権利期間は10年ですが、更新登録料を納めることで、更に10年延長することができます。10年ごとにこの更新手続きを繰り返すことで、半永久的に権利を継続させることも可能となりますので、更新の手続きは忘れないようにしてください。また、権利者の情報も登録されていますので、住所や名称が変更になった場合は、速やかに最新の住所や名称に変更する手続きを行ってください。

Question11

特許庁から「拒絶査定」という書類が届きましたが、もう商標権の取得は望めないのですか。

Answer11

拒絶査定に不服がある場合には、その判断に対し審判を請求することができます（商標法第44条）。

また、出願した案件が拒絶査定となってしまっても、拒絶となった理由を解消する手段を講じた後に再度出願し、商標権を取得することもできます。（例えば、周知性が足りないという理由で拒絶査定となった出願案件で、その後の努力により周知性を獲得するに至り、それを証明する客観的資料の準備が整った段階で改めて出願し直し、商標登録されたケースもあります。）

3. 権利の行使

商標権の移転・使用権の設定について

Question12

取得した地域団体商標の権利を、他の団体に移転（譲渡）できますか。また、他の団体に権利を使用させることはできますか。

Answer12

団体の合併等の一般承継の場合を除き、地域団体商標の権利を他の団体等に移転（譲渡）することはできませんが、他の団体等の使用を許諾することはできます。ただし、他の団体等に対して、その団体のみによる独占的な使用を許諾することは、商標権の移転（譲渡）と同様になりますので、できません。

先使用権について

Question13

地域団体商標を取得しましたが、従前から同じ商標を使用している者がいることが判明いたしました。使用を差し止めることができますか。

Answer13

地域団体商標を出願する前から商標を不正な目的ではなく使用していた場合、引き続き商標を使用することが可能（先使用権といいます）であり、その使用を差し止めることはできません。

ただし、この場合において、他団体等の商品（役務）との混同を防止するため、地域団体商標の権利者は、同じ商標を使用している者に対して、混同防止のための適切な表示、例えば、「この商品は〇〇組合とは関係のない商品です」のような表示を商品に付

すよう請求することができます（商標法第 32 条の 2 第 2 項）。